

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第 74号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市柘野老人デイサービスセンターの項及び京都市西院老人デイサービスセンターの項中「午後7時」を「午後5時30分」に改め、同表京都市桂川老人デイサービスセンターの項中「午前8時40分から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時30分まで」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)